高炉系ダスト （液状化するおそれのないもの）	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
混合処理土 （建設工事用）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
酸化第二鉄	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
水底土砂 （建設工事用）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　船積み前、船積み中に波高が1.5mを超えるおそれがないことを確認すること。 三　航海開始前、航行予定海域の波高が1.5mを超えるおそれがないことを確認すること。
水底粘性土 （近海運搬用）	一　最大幅が20mを超える船倉に貨物を積載しないこと。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　航海開始前、貨物の表面を人が歩けることを確認すること。
石炭灰 （液状化するおそれのないもの）	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合においては、この限りでない。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
石炭灰造粒物	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
石灰ダスト （加湿したもの）	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
ソーダライムガラス （破砕したもの）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　陸揚げ又は船倉の清掃をする場合は、鋭利な破片が存在することを周知すること。 三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
脱水汚泥	一　降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、船積みしないこと。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
鉄鋼スケール	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。